

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報端末機の番号です

お知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、北海道から臨時特別給付金が支給されます。町では申請等の事務手続きを行います。

支給対象者

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の人への給付

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人

扶養手当が支給される人

障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償な

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計停止される人

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている

※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人だけなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される人も対象となります

申請について

・支給対象者1. 基本給付①の人は申請の必要はありません。

・支給対象者1. 基本給付②③及び、2. 追加給付に該当する人は申請が必要になります。

詳しくは、町のホームページ又は役場保健福祉課にお問い合わせください。

お知らせ

弁護士による巡回無料法律相談

弁護士が身近にいないため法律問題のアドバイスが受けられず、貰えるものが貰えなかつたり、払わなくていいものを払つてしまつたりするなど、守られるべき権利が守られていない事態が起きてないよう、町内で無料法律相談を開催します。

相談には、旭川弁護士会所属の名寄ひまわり基金融法律事務所の弁護士が対応いたします。

秘密は厳守されますので、この機会にぜひご相談、ご利用ください。

■日 時

8月24日（月）午後1時15分～17時5分

■場 所

公民館3階A会議室

■相談担当

菊地顕太 弁護士

■主 催

旭川弁護士会

■共 催

下川町

■お問い合わせ・予約先

税務住民課

住民生活グループ

☎ 4-2511内線112
☆4-251104

す。予約の状況によってはご希望時間に添えないこともありますので、ご了承ください。

※相談時は、新型コロナウイルス対策のためマスクの着用を必ずお願ひいたします。